

社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会伊豆市社協訪問介護事業所運営規程

社協規程 第 47 号

平成 19 年 3 月 28 日制定

平成 21 年 3 月 27 日改正

平成 22 年 1 月 1 日改正

平成 22 年 9 月 1 日改正

平成 24 年 2 月 1 日改正

平成 27 年 5 月 22 日改正

平成 27 年 9 月 17 日改正

平成 28 年 5 月 25 日改正

平成 30 年 9 月 13 日改正

令和 3 年 5 月 24 日改正

令和 6 年 5 月 27 日改正

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が開設する伊豆市社協訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護及び第1号訪問事業の事業（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(訪問介護事業の運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員は、要介護の状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 援助にあたっては利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」（平成25年静岡県規則9号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(介護予防訪問介護事業の運営の方針)

第3条 事業所の訪問介護員は、要支援の状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 事業の実施に当たっては、指定介護予防訪問介護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービス

を利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「[旧] 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則」(平成25年静岡県規則13号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(第1号訪問事業の運営の方針)

第4条 事業所の訪問介護員は、利用者の心身の状況や家族環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 伊豆市社協訪問介護事業所
- (2) 所在地 静岡県伊豆市本立野531番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人以上

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なうものとする。

- (2) サービス提供責任者 1人以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行なう。

- (3) 訪問介護員 常勤換算方法で2.5人以上

訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供にあたる。

- (4) 事務職員 (常勤職員、他の職員と兼務) 1人

必要な事務を行う。

(営業日及び営業期間)

第7条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日

月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日（日曜日と重なったときは、その翌日）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

- (2) 営業時間

午前8時15分から午後5時15分まで。

- (3) サービス提供日

日曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。

- (4) サービス提供時間

午前7時から午後6時まで。

(訪問介護業務の内容、利用料)

第8条 訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を実施したときの利用料の額は、厚生労働大

臣が定める基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から支払いを受ける利用料は、負担割合証に応じた基本料金の1割、2割又は3割の額とする。

- (1) 訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護に関する内容

- ①排泄・食事介助
- ②清拭・入浴・身体整容
- ③体位変換
- ④移動・移乗介助、外出介助
- ⑤その他の必要な身体の介護

- (3) 生活援助に関する内容

- ①調理
- ②衣類の洗濯、補修
- ③住居の掃除、整理整頓
- ④生活必需品の買い物
- ⑤その他必要な家事

- (4) その他生活等に関する相談及び助言、その他利用者に必要な日常生活上の世話
(介護予防訪問介護業務の内容、利用料)

第9条 介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問介護を実施したときの利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から支払いを受ける利用料は、負担割合証に応じた基本料金の1割、2割又は3割の額とする。

- (1) 介護予防訪問介護計画の作成
- (2) 介護予防訪問介護費（I）…1週に1回程度
- (3) 介護予防訪問介護費（II）…1週に2回程度
- (4) 介護予防訪問介護費（III）…1週に2回を超えた場合
- (5) その他生活等に関する相談及び助言、その他利用者に必要な日常生活上の世話
(第1号訪問事業業務の内容、利用料)

第10条 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、第1号訪問事業を実施したときの利用料の額は、伊豆市の定める基準によるものとし、当該第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から支払いを受ける利用料は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割又は3割の額とする。

- (1) 第1号訪問事業計画の作成
- (2) 生活援助に関する内容
 - ①調理、掃除等やその一部介助
 - ②ゴミの分別やゴミ出し
 - ③重い物の買い物代行や同行等
- (3) その他生活等に関する相談及び助言、その他利用者に必要な日常生活上の世話
(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、旧修善寺町の区域とする。
(緊急時における対応方法)

第12条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、

速やかに主治医に連絡するなどの必要な措置を講じなければならない。

- 2 利用者に対する訪問介護により事故が生じたときは、保険者、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じなければならない。
- 3 利用者に対する訪問介護により賠償すべき事故が生じたときは、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する対策)

第 13 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する虐待防止のための研修を定期的に実施し、必要な措置を適切に実施するための担当者を配置するなどを講じる。

(感染症発生及びまん延防止対策)

第 14 条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないために、委員会の設置、指針の整備、従事者に対する感染症に関する研修や訓練を定期的に実施し、適切に実施するための必要な措置を講じる。

(勤務体制の確保)

第 15 条 事業所は適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（ハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(秘密保持義務)

第 16 条 従業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

- 2 従業者は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
- 3 従業者は、利用者に適切なサービスを提供するため、介護保険関係機関等との連絡調整、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を使用させていただく場合がある。

(その他運営についての留意点)

第 17 条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3箇月以内

(2) 繼続研修 年 1 回以上

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、社協の会長が別に定める。

附 則

(委任)

1 この規程を実施するため必要な事項については、別途これを定める。

(施行期日)

2 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(修善寺訪問介護事業所運営規程（社協規程第 31 号 平成 16 年 4 月 1 日制定）及び伊豆市社協あまぎ介護事業所運営規程（社協規程第 32 号 平成 16 年 4 月 1 日制定）並びにふれあい指定訪問介護事業所運営規程（社協規程第 33 号 平成 16 年 4 月 1 日制定）は、平成 19 年 3 月 31 日に廃止する。)

附 則（平成 21 年 3 月 27 日改正）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 1 月 1 日改正）

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 1 日改正）

この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 1 日改正）

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 22 日改正）

この規程は、平成 27 年 5 月 22 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会伊豆市社協訪問介護事業所運営規程の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 9 月 17 日改正）

この規程は、平成 27 年 9 月 17 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会伊豆市社協訪問介護事業所運営規程の規定は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 5 月 25 日改正）

この規程は、平成 28 年 5 月 25 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会伊豆市社協訪問介護事業所運営規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 9 月 13 日改正）

この規程は、平成 30 年 9 月 13 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会伊豆市社協訪問介護事業所運営規程の規定は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 5 月 24 日改正）

この規程は、令和 3 年 5 月 24 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会伊豆市社協訪問介護事業所運営規程の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 27 日改正）

この規程は、令和 6 年 5 月 27 日から施行し、改正後の社会福祉法人伊豆市社会福祉協議会伊豆市社協訪問介護事業所運営規程の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。